

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 規 則

ページ

- 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例及び北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則【建設局公園緑地部公園管理課】 3
- 北九州市旅費条例施行規則の一部を改正する規則【総務局人事部給与課】 4

### ◇ 公 告

- 大規模小売店舗の変更事項の届出（5件）【産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課】 5
- 特定調達契約の落札者の決定【技術監理局契約部契約課】 15

### ◇ 訓 令

- 北九州市職員出勤簿処理規程の一部を改正する訓令【総務局人事部人事課】 16

## 本号で公布された条例等のあらまし

### ◇北九州市旅費条例施行規則の一部を改正する規則

職員の出張等に係る旅行命令書について、旅行者の押印等を不要とすることにしました。

この規則は、令和4年4月1日から施行することにしました。

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例及び北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和4年3月16日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第8号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例及び北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和2年北九州市条例第17号）及び北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和3年北九州市条例第15号）付則第1項第2号に掲げる改正規定の施行期日は、令和4年4月1日とする。

北九州市旅費条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月16日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第9号

北九州市旅費条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市旅費条例施行規則（昭和38年北九州市規則第121号）の一部を次のように改正する。

第1条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

北九州市公告第154号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和4年3月16日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめマート門司

北九州市門司区柳町二丁目5番地1

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社ゆめマート北九州

北九州市八幡西区中須一丁目1番7号

代表取締役 井上宏春

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

株式会社ゆめマート北九州

北九州市八幡西区中須一丁目1番7号

代表取締役 松本 淳

イ 変更後

株式会社ゆめマート北九州

北九州市八幡西区中須一丁目1番7号

代表取締役 井上宏春

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

株式会社ゆめマート北九州

北九州市八幡西区中須一丁目1番7号

代表取締役 松本 淳

他13者

イ 変更後

株式会社ゆめマート北九州

北九州市八幡西区中須一丁目1番7号

代表取締役 井上宏春

他11者

4 変更の年月日

(1) 前項第1号 令和3年9月1日

(2) 前項第2号 令和3年4月1日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和4年3月8日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和4年7月19日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和4年7月19日までに北九州市産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第155号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和4年3月16日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめマート門司新館

北九州市門司区柳町二丁目8番地1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社ゆめマート北九州

北九州市八幡西区中須一丁目1番7号

代表取締役 井上宏春

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

株式会社ゆめマート北九州

北九州市八幡西区中須一丁目1番7号

代表取締役 松本 淳

イ 変更後

株式会社ゆめマート北九州

北九州市八幡西区中須一丁目1番7号

代表取締役 井上宏春

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

株式会社しまむら

さいたま市北区宮原町二丁目19番4号

代表取締役 北島常好

イ 変更後

株式会社サンドラッグ  
東京都府中市若松町一丁目38番地1  
代表取締役社長 貞方宏司

4 変更の年月日

- (1) 前項第1号 令和3年9月1日
- (2) 前項第2号 令和4年3月1日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和4年3月8日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和4年7月19日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和4年7月19日までに北九州市産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見



北九州市公告第156号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和4年3月16日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめマート曾根

北九州市小倉南区沼本町四丁目38番地2ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社ゆめマート北九州

北九州市八幡西区中須一丁目1番7号

代表取締役 井上宏春

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

株式会社ゆめマート北九州

北九州市八幡西区中須一丁目1番7号

代表取締役 松本 淳

イ 変更後

株式会社ゆめマート北九州

北九州市八幡西区中須一丁目1番7号

代表取締役 井上宏春

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

株式会社ゆめマート北九州

北九州市八幡西区中須一丁目1番7号

代表取締役 松本 淳

他4者

イ 変更後

株式会社ゆめマート北九州

北九州市八幡西区中須一丁目1番7号

代表取締役 井上宏春

他3者

4 変更の年月日

(1) 前項第1号 令和3年9月1日

(2) 前項第2号 令和2年6月1日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和4年3月8日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区内1番1号

北九州市産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和4年7月19日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和4年7月19日までに北九州市産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第157号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和4年3月16日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめマート本城

北九州市八幡西区御開四丁目3945番地18ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社ゆめマート北九州

北九州市八幡西区中須一丁目1番7号

代表取締役 井上宏春

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

株式会社ゆめマート北九州

北九州市八幡西区中須一丁目1番7号

代表取締役 松本 淳

イ 変更後

株式会社ゆめマート北九州

北九州市八幡西区中須一丁目1番7号

代表取締役 井上宏春

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

株式会社ゆめマート北九州

北九州市八幡西区中須一丁目1番7号

代表取締役 松本 淳

イ 変更後

株式会社ゆめマート北九州  
北九州市八幡西区中須一丁目1番7号  
代表取締役 井上宏春

4 変更の年月日

令和3年9月1日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和4年3月8日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区内1番1号

北九州市産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和4年7月19日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和4年7月19日までに北九州市産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第158号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和4年3月16日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめマート永犬丸

北九州市八幡西区八枝一丁目2番地102ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社ゆめマート北九州

北九州市八幡西区中須一丁目1番7号

代表取締役 井上宏春

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

株式会社ゆめマート北九州

北九州市八幡西区中須一丁目1番7号

代表取締役 松本 淳

イ 変更後

株式会社ゆめマート北九州

北九州市八幡西区中須一丁目1番7号

代表取締役 井上宏春

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

株式会社ゆめマート北九州

北九州市八幡西区中須一丁目1番7号

代表取締役 松本 淳

イ 変更後

株式会社ゆめマート北九州  
北九州市八幡西区中須一丁目1番7号  
代表取締役 井上宏春

4 変更の年月日

令和3年9月1日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和4年3月8日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区内1番1号

北九州市産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和4年7月19日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和4年7月19日までに北九州市産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第159号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和4年3月16日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び数量  
家庭ごみ収集用指定袋 175万枚
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市技術監理局契約部契約課  
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和4年3月4日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社テライ  
大阪市東淀川区上新庄一丁目2番7号
- 5 落札金額  
1,084万6,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
令和4年1月27日
- 8 落札方式  
最低価格による。

北九州市訓令第1号

庁中一般

北九州市職員出勤簿処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月16日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市職員出勤簿処理規程の一部を改正する訓令

北九州市職員出勤簿処理規程（昭和38年北九州市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第7号中チをツとし、カからタまでをキからチまでとし、オの次に次のように加える。

カ 不妊治療に係る通院等

(ア) 1日を単位とするとき 出 サ  
( )

(イ) 半日を単位とするとき  
a 午前するとき 出サ前  
( )

b 午後するとき 出サ後  
( )

(ウ) 時間を単位とするとき 出サ時  
( ~ )

第5条第3項中「キ(ウ)」を「カ(ウ)」に、「若しくはセからタ」を「サ(ウ)若しくはソからチ」に、「ケ若しくはコ」を「カ、コ若しくはサ」に改める。

付 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。